

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和8年10月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び水戸市任意予防接種実施要項で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま本市サーバ内に保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は、令和6年10月1日に機能停止し、令和8年3月31日に終了した。市町村は、機能停止した令和6年10月1日以降、ワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	【照会機能】 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。 住基処理を行うことにより、個人の情報(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 【入力機能】 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。 【予防接種対象者等への発行機能】 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、予防接種券、宛名シール等を出力する。 指定した対象者が受けた予防接種の接種済のお知らせ等を出力する。 【予防接種未接種者等への発行機能】 指定した予防接種未接種者を抽出し、一覧表、予防接種のお知らせ等を出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名照会機能 住登外者、共有者、事業所情報の照会を行う。 ②住登外管理機能 住登外者の宛名情報を作成し宛名番号の付番、管理を行う。 ③管理人管理機能 納税管理人等の情報の作成、管理を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	①統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する。 ②共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理を行う。 ②アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う。 ③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する。 ④中間サーバー連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6	
①システムの名称	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
②システムの機能	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①予防接種関連データの登録機能 本市は、健康管理システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診票項目、接種勧奨における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、本市で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hubを経由して医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下、「DX審査支払機構」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能（マイナポータル） ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムはPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく予診票情報を登録する。 ④情報連携機能（医療機関用アプリ等） ・本人確認情報の格納機能 予防接種対象者が、顔認証端末又はマイナ資格確認アプリを利用してマイナナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hubに本人確認情報が格納される。 ・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリ等は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐づく予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリ等に提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは予防接種対象者番号からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録を登録する。 ⑤情報連携機能（履歴照会回答システム） ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種DBに連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから履歴照会回答システムにPMHキーを連携し、履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム （健康管理システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、 Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲） 別表14の項、126の項 番号法第19条第6号（委託先への提供） 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」第10条 第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 25、26、153の項 （情報照会の根拠） 25、26、27、28、29、153の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所 保健医療部 感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の年齢要件に該当する者及び予防接種歴のある者
その必要性	予防接種対象者の管理, 予防接種状況の管理を正確に行うため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る 予防接種事務> ・予防接種記録情報)
	①識別情報 その他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 対象者の接種券等の送付先の把握のために保有する。 ③業務関係情報 予防接種情報は、予防接種の適切な実施並びに管理をするため保有する。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	保健医療部 感染症対策課長

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課, 市民税課, 介護保険課, 国保年金課, 障害福祉課, 生活福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関) ☐ 民間事業者 (医療機関) ☐ その他 (DX審査支払機構)
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル)
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、予防接種記録を正確に管理するため。
④使用の主体	使用部署	保健医療部 感染症対策課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録(更新)を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録(更新)を行うことで、個人の情報を管理する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに伝送する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ等から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。
	情報の突合	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		茨城県国保連合会

[illegible]

④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜水戸市における措置＞ サーバは、庁舎内の施錠したサーバ室に設置しており、入退室は鍵の使用簿により管理している。台帳は事務室内の決められた場所に保管し、退庁する際には事務室を施錠している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本市の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。 ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日（作成日）を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名	1. 予防接種情報ファイル
No	項目名
1	予防接種種別
2	接種日
3	接種種別
4	管理年月日
5	接種区分
6	集団個別
7	医療機関名
8	担当医師
9	製造メーカー
10	薬液番号
11	薬液量
12	学校名
13	学年
14	組
12	済証番号
13	備考

ファイル名	2. 住記情報ファイル
No	項目名
1	機関番号
2	事業所番号
3	宛名番号
4	カナ氏名
5	市内住所コード
6	世帯番号
7	市内市外区分
8	全国住所コード_都道府県
9	全国住所コード_市区町村
10	全国住所コード_大字・通称名
11	全国住所コード_字・丁目
12	番地
13	棟
14	号
15	番棟号サイン
16	郵便番号
17	カナ住所_市区町村
18	カナ住所_大字町丁目
19	カナ住所_地番
20	カナ住所_方書
21	カナ住所_世帯主/通称名
22	生年月日
23	性別
24	続柄1
25	続柄2
26	続柄3
27	住民日
28	転入届出日
29	住定日
30	不在情報_不在日
31	不在情報_不在理由
32	小学校区
33	中学校区
34	異動事由
35	届出日
36	電話番号
37	漢字住所_市区町村
38	漢字住所_大字町丁目
39	漢字住所_地番
40	漢字住所_方書
41	漢字住所_氏名
42	漢字住所_世帯主/通称名
43	職業コード
44	住登内外区分
45	外国人区分
46	作成日時
47	作成者ID
48	更新日時
49	更新者ID
50	廃止年月日

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・保護者氏名
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止)
- ・変更区分
- ・消除の異動日
- ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)
- ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

- ・項目ID
- ・管理ID
- ・更新日時
- ・回答ID
- ・回答内容
- ・回答処理ステータス
- ・回答日時
- ・接種不可フラグ
- ・予防接種設定ID
- ・予防接種管理ID
- ・組み合わせ番号
- ・強制失効日
- ・勧奨情報(ルールID、勧奨日)

(4) 予防接種記録情報

- ・予防接種記録ID
- ・予防接種管理ID
- ・接種日
- ・接種同意フラグ
- ・医療機関コード
- ・医師名
- ・実施場所
- ・実施区分
- ・接種区分
- ・GTINコード
- ・ワクチンメーカー名
- ・ワクチン名(ワクチン一般名/ワクチン通称/ワクチン販売名)
- ・ロット番号
- ・接種量
- ・接種部位
- ・接種方法
- ・ワクチン有効期限
- ・要注意接種フラグ
- ・特別の事情
- ・海外接種フラグ
- ・更新日時
- ・最新/削除フラグ
- ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・団体内統合宛名システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの的に制御している。 ・「生年月日等をチェックすることで紐付け誤りを防止する機能（以下、「紐付け誤り防止機能」という。）により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号をPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務には、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようにシステムにおいてアクセス制御を行う。 ・事務に必要なない情報はシステム内に保持しない。 ・個人番号の検索等を行う際には、業務システムの利用権限に加えて、必要な研修を受講した職員のみにも与えられる特別な権限を要する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムを利用する職員をユーザーIDにより識別し、パスワード及び生体情報による2要素認証を実施する。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は、速やかに失効処理等を行う。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのログインはユーザーID・パスワードで行う。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	
その他の措置の内容	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・本市において、人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。 ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。 ・本市は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本市は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱とする。 ・本市は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。		

- ・＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞
- ・本市は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。
- ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱とする。
- ・本市は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
- ・既存システム（各業務システム）から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・本市の既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線（LGWAN又はその他の閉域網回線）を利用した接続のみが認められる。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。
- ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。

☐ 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを茨城県国保連合会に委託し、茨城県国保連合会は国保中央会に再委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。 茨城県国保連合会及び国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。 ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示及び改善状況のモニタリングを行う。 ・国保中央会は、点検結果について茨城県国保連合会及び本市に年1回報告を行う。

その他の措置の内容	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先及び再委託先は、従業員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・本市は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・本市は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・本市は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取り扱いのログを保存し、本市は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。 ※再々委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。 ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。 ・本市は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。 ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、本市は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない				
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
<table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td>番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。</td> </tr> </table>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。			
その他の措置の内容	権限を持った外部媒体にのみ情報の取り出しができるようにシステムで制限を行う。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜水戸市における措置＞ ①番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ②システムによる接続では、認証機能により、あらかじめ研修を受講し、承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末接続の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 【物理的対策】 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用 【技術的対策】 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
記憶装置の廃棄は、職員が立ち会いの上、装置を物理破壊することにより廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日（作成日）を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<水戸市における措置> ①各所属により選任された者に対し、e－ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。 ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し、所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。 ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し、リテラシー向上を図っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 310-0852 水戸市笠原町993-13 水戸市役所 保健医療部感染症対策課 電話番号 029-243-7315
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年10月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	事前	情報提供ネットワークシステム 取扱事務の追加による修正
令和3年7月28日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2,16の3の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の17,18,19の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2,16の3の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の2の2,115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の16の2, 17,18,19の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	事前	情報提供ネットワークシステム 取扱事務の追加による修正

令和3年7月28日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	I 基本情報 4 個人番号の利用の有無	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項、93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法		その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録（更新）を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録（更新）を行うことで、個人の情報を管理する。	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録（更新）を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録（更新）を行うことで、個人の情報を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法 情報の突合	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表

令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		株式会社ミラボ	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(2)件	提供を行っている(3)件	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3		市区町村長	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ⑥提供方法		その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無 提供先3 ⑦時期・頻度		当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表

令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜水戸市における措置＞ サーバは、庁舎内の施錠したサーバ室に設置しており、入退室は鍵の使用簿により管理している。台帳は事務室内の決められた場所に保管し、退庁する際には事務室を施錠している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜水戸市における措置＞ サーバは、庁舎内の施錠したサーバ室に設置しており、入退室は鍵の使用簿により管理している。台帳は事務室内の決められた場所に保管し、退庁する際には事務室を施錠している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7 備考		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	(別添1)ファイル記録項目		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・団体内統合宛名システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。	・窓口において、届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・団体内統合宛名システムから入手する際には、利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、目的以外の入手が行われないようにする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務には、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようにシステムにおいてアクセス制御を行う。 ・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。 ・個人番号の検索等を行う際には、業務システムの利用権限に加えて、必要な研修を受講した職員のみ与えられる特別な権限を要する。	・個人番号利用業務以外の業務には、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようにシステムにおいてアクセス制御を行う。 ・事務に必要な情報はシステム内に保持しない。 ・個人番号の検索等を行う際には、業務システムの利用権限に加えて、必要な研修を受講した職員のみ与えられる特別な権限を要する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・システムを利用する職員をユーザーIDにより識別し、パスワード及び生体情報による2要素認証を実施する。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は、速やかに失効処理等を行う。	・システムを利用する職員をユーザーIDにより識別し、パスワード及び生体情報による2要素認証を実施する。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は、速やかに失効処理等を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
------------------	---	--	--	-----------	--

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
------------------	--	--	--	-----------	---

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
------------------	---	--	---	-----------	--

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜水戸市における措置＞ ①各所属により選任された者に対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。 ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し、所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。 ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し、リテラシー向上を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜水戸市における措置＞ ①各所属により選任された者に対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。 ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し、所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。 ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し、リテラシー向上を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
------------------	---	---	---	-----------	--

令和3年7月28日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）より事後公表
令和4年3月11日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	

令和4年3月11日	I 基本情報 4 個人番号の利用	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録(更新)を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録(更新)を行うことで、個人の情報を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために 特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録(更新)を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録(更新)を行うことで、個人の情報を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	

令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法 情報の突合	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	

令和4年3月11日	(別添1)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	
-----------	---------------	---	---	----	--

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券	事後	
------------------	--	---	---	-----------	--

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う	事後	
------------------	---	---	---	-----------	--

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにて	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号	事後	
------------------	---	--	--	-----------	--

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
------------------	---	---	--	-----------	--

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及	事後	
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をす	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理	事後	

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和4年6月6日	Ⅰ 基本情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2,16の3の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の17,18,19の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第13条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2,16の3の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の2の2,第59条の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の16の2, 17,18,19の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	事後	
令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。),コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	

令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項	事後	
令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の3の項	番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項	事後	
令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事後	

令和4年6月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	
----------	---	---	---	----	--

令和4年6月6日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能,コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券	事前	
----------	--	--	---	----	--

令和4年6月6日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う	事前	
-----------------	---	---	---	-----------	--

令和4年6月6日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	
-----------------	---	--	--	-----------	--

令和4年6月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	VRS機能縮小に伴う変更

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	VRS機能縮小に伴う変更

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能,コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み	事後	VRS機能縮小に伴う変更
-----------------	--	--	--	-----------	---------------------

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う	事後	VRS機能縮小に伴う変更
----------	---	---	---	----	--------------

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村, 国, 当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより, 当該確認事項に基づき, ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお, 次の内容については, 当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において, 申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村, 国, 当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより, 当該確認事項に基づき, ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお, 次の内容については, 当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において, 申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	VRS機能縮小に伴う変更
-----------------	--	---	---	-----------	---------------------

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	水戸市役所 保健医療部 保健予防課	水戸市役所 保健医療部 感染症対策課	事後	組織名称の変更に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	感染症対策課長	事後	組織名称の変更に伴う変更

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健医療部 保健予防課長	保健医療部 感染症対策課長	事後	組織名称の変更に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④仕様の主体 使用部署	保健医療部 保健予防課	保健医療部 感染症対策課	事後	組織名称の変更に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号 310-0852 水戸市笠原町993-13 水戸市役所 保健医療部保健予防課 電話番号 029-243-7315	郵便番号 310-0852 水戸市笠原町993-13 水戸市役所 保健医療部感染症対策課 電話番号 029-243-7315	事後	組織名称の変更に伴う変更
	(別添1)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	

令和6年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)による接種記録の管理等を行う。	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)による接種記録の管理等を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	VRS機能停止に伴う変更
令和6年10月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	③他のシステムとの接続 [O]庁内連携システム [O]その他 (ワクチン接種記録システム)	③他のシステムとの接続 [O]庁内連携システム []その他 ()	事後	VRS機能停止に伴う変更

令和6年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付の実施 ③他のシステムとの接続 [○]その他(健康管理システム)	①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・接種記録の管理 ③他のシステムとの接続 [○]その他(健康管理システム)	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年10月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・接種記録の管理 ③他のシステムとの接続 [○]その他(健康管理システム)	①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 令和6年9月30日時点で当市がVRSにおいて管理していた新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種(臨時接種)記録を、当該管理されていた状態のまま保管する機能とし、VRSにおいて論理的に区分された当市の領域において保管される。 ※記録の保管のみで、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 ③他のシステムとの接続	事後	VRS機能停止に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	事後	取り扱う事務の減によりリスクを明らかに減少させる変更のため 重大な変更には当たらない。

令和6年5月27日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項,93の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表14の項、126の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第10条 第67条の2	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和6年5月27日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第2における情報提供の根拠) 別表第二の16の2,16の3の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の2の2,第59条の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の16の2, 17,18,19の項,115の2の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 25、26、153の項 (情報照会の根拠) 25、26、27、28、29、153の項	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等)	[○]紙 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他()	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録(更新)を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録(更新)を行うことで、個人の情報を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1 対象者の管理 予防接種対象者について情報の登録(更新)を行い管理する。 2 予防接種情報の管理 予防接種対象者の接種状況の登録(更新)を行うことで、個人の情報を管理する。	事後	VRS機能縮小に伴う変更

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	個人番号の提示があった際に、団体内統合宛名システムにおいて真正性の確認を行う	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[提供を行っている](3)件	[提供を行っている](2)件	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第16号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 [○]その他() ⑦時期・頻度 当市区町村への転入者について、転出元市区町村への接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 [] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 []その他() ⑦時期・頻度	事後	提供先の減少に伴う変更

令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二 16の2の項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 番号法別表第二における医療保険給付関係情報 に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表 14の項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の 対象者	事後	根拠規定の改定に伴う変更
令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2	①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二 16の3の項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 番号法別表第二における医療保険給付関係情報 に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表 14の項 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の 対象者	事後	根拠規定の改定に伴う変更

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	VRSの機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	VRSの機能縮小に伴う変更

令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ・※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	VRSの機能停止に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	VRSの機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区	(削除)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の廃止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	VRS機能縮小に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
-----------------	---	--	---	-----------	--------------------------------------

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報提供を受ける際、申請者本人が同意する旨を確認する	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	事後	VRS機能縮小に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守 の確認方法	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事後	VRS機能縮小に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に	(削除)	事後	VRS機能縮小に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。	事後	VRS機能縮小に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村，国，当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意することにより，当該確認事項に基づき，ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお，次の内容については，当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村，国，当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意することにより，当該確認事項に基づき，ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお，次の内容については，当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ※ワクチン接種記録システム（VRS）において，令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報が，管理していた状態のまま保管される。ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により，令和6年10月1日以降，市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。	事後	VRS機能停止に伴う変更
-----------	---	---	---	----	--------------

令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。

令和6年10月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	(削除)	事後	VRS機能停止に伴う変更であり、重大な変更には当たらない。
令和7年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(文章追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和7年7月28日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(文章追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	(前略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま本市サーバ内に保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は、令和6年10月1日に機能停止し、令和8年3月31日に終了した。市町村は、機能停止した令和6年10月1日以降、ワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和8年10月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	ワクチン接種記録システム(VRS)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため

令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 7. 備考	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手における その他リスク及びそのリスクに 対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため

令和8年10月15日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの委託 その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村, 国, 当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより, 当該確認事項に基づき, ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお, 次の内容については, 当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において, 申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和8年10月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】ワクチン接種記録システムは, 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン, 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており, 情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため, 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理, 施錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため

令和8年10月15日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることは	（削除）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了のため
------------	--	--	------	----	------------------------

令和8年10月15日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま本市サーバ内に保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は、令和6年10月1日に機能停止し、令和8年3月31日に終了した。市町村は、機能停止した令和6年10月1日以降、ワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び水戸市任意予防接種実施要項で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付の支給に対する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、給付の支給に関する事務である。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)において、令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま本市サーバ内に保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は、令和6年10月1日に機能停止し、令和8年3月31日に終了した。市町村は、機能停止した令和6年10月1日以降、ワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 健康管理システム ③他システムとの接続	(追加)	その他(予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム)	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	(追加)	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①予防接種関連データの登録機能 本市は、健康管理システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診票項目、接種勧奨における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、本市で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hubを経由して医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下、「DX審査支払機構」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能（マイナポータル） ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納して保管する。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日			・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムはPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く予診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ等) ・本人確認情報の格納機能 予防接種対象者が、顔認証端末又はマイナ資格確認アプリを利用してマイナナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hubに本人確認情報が格納される。 ・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリ等は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐付く予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリ等に提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは予防接種対象者番号からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く接種記録を登録する。		
令和8年10月15日			⑤情報連携機能(履歴照会回答システム) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種DBに連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから履歴照会回答システムにPMHキーを連携し、履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。		

令和8年10月15日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	(追加)	その他(健康管理システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム)	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追加)	・識別情報 個人番号 ・その他(＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞・予防接種記録情報)	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、 予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(追加)	民間事業者(医療機関) その他(DX審査支払機構)	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	その他(Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル)	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 ・情報連携のため、本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ等から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	(追加)	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	(追加)	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	(追加)	茨城県国保連合会	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	(追加)	再委託する	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	(追加)	書面又は電磁的方法による承諾	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更
令和8年10月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した医療機関用アプリ等・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更

令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去保管場所	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 7 備考	(追加)	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 ・本市の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。 ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日（作成日）を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	(別添1)ファイル記録項目	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目> (1)対象者情報 ・個人番号 ・PMHキー ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) ・保護者氏名 ・自治体コード ・自治体業務ID ・連携ファイル名 ・連携日時 ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止) ・変更区分 ・消除の異動日 ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号) ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分) (2)ユーザー情報 ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分 ・ユーザー権限ID ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ (3)予診票情報 ・項目ID ・管理ID ・更新日時 ・回答ID ・回答内容 ・回答処理ステータス ・回答日時 ・接種不可フラグ ・予防接種設定ID ・予防接種管理ID ・組み合わせ番号 ・強制失効日 ・勧奨情報(ルールID、勧奨日)	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
------------	---------------	------	--	----	-------------------------------

令和8年10月15日

- (4)予防接種記録情報
- ・予防接種記録ID
 - ・予防接種管理ID
 - ・接種日
 - ・接種同意フラグ
 - ・医療機関コード
 - ・医師名
 - ・実施場所
 - ・実施区分
 - ・接種区分
 - ・GTINコード
 - ・ワクチンメーカー名
 - ・ワクチン名(ワクチン一般名/ワクチン通称/ワクチン販売名)
 - ・ロット番号
 - ・接種量
 - ・接種部位
 - ・接種方法
 - ・ワクチン有効期限
 - ・要注意接種フラグ
 - ・特別の事情
 - ・海外接種フラグ
 - ・更新日時
 - ・最新/削除フラグ
 - ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの的に制御している。 ・「生年月日等をチェックすることで紐付け誤りを防止する機能(以下、「紐付け誤り防止機能」という。)により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	事前	予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システム利用に伴う 変更
-------------------	---	-------------	--	-----------	--

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って定められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号をPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
------------	---	------	--	----	-------------------------------

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのログインはユーザID・パスワードで行う。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他の措置の内容	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・本市において、人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。 ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。 ・本市は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
------------	--	------	---	----	-------------------------------

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本市は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱とする。 ・本市は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
-------------------	--	-------------	--	-----------	--------------------------------------

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを茨城県国保連合会に委託し、茨城県国保連合会は国保中央会に再委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。 茨城県国保連合会及び国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
------------	---	------	---	----	-------------------------------

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報の管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。 ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示及び改善状況のモニタリングを行う。 ・国保中央会は、点検結果について茨城県国保連合会及び本市に年1回報告を行う。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先及び再委託先は、従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・本市は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・本市は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・本市は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取り扱いのログを保存し、本市は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。 ※再々委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。 ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。 ・本市は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。 ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、本市は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
-------------------	--	-------------	--	-----------	--------------------------------------

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 【物理的対策】 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用 【技術的対策】 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
-------------------	---	-------------	---	-----------	--------------------------------------

			・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。		
令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更

令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更
令和8年10月15日	Ⅲ リスク対策 10 その他のリスク対策	(追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム利用に伴う変更